

# 奈良県訓令第十三号

各部課室

各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

第二条第八号中「地域デザイン推進局長」を「まちづくり推進局長」に改め、同条第十四号中「道路政策官、防災政策官及び河川政策官」を「防災政策官、道路政策官、河川政策官及びまちづくり政策官」に改め、同条第十五号中「同項第十一号に規定する所長及び同項第十二号」を「及び同項第十一号」に改め、同条第二十号中「同項第十一号」を「及び同項第十一号」に改め、「及び同項第十二号に規定する部長」を削り、同条第二十三号中「奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）第二条第四号に規定する総務事務システム」を「電子計算機を利用して、職員の人事、給与、福利厚生等に関する事務の処理を行うシステムで総務部総務厚生センター所長が管理するもの」に改める。

別表第三中「奈良春日野国際フォーラム」を「奈良春日野国際フォーラム 畜産技術センター」に、「競輪場」を「産業振興総合センター 競輪場 奈良公園事務所」に、「中和公園事務所 奈良公園事務所 県営住宅管理事務所」を「中和公園事務所」に改め、「美術館に係るもののうちあらかじめ事務職員である副館長が指定するものについては技術職員である副館長、」を削り、「森林技術センター 畜産技術センター」を「森林技術センター」に改め、同表奈良しごとiセンターの項の次に次のように加える。

県営住宅管理事務所

総務入居課長